

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、市場原理に則り公正かつ透明に、株主・投資家はもとより経済社会全体に対して社会的責任を果たしながら、継続的に企業価値を高めていくことを基本方針としている。そのため、株主の基本的な権利を尊重するとともに、株主を平等に扱い、また、株主以外の利害関係者との円滑な関係を構築し、更にはすべての利害関係者に迅速かつ正確な情報開示が行えるよう、取締役会、監査役会による経営の監督機能を充実させる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社の株主に占める海外投資家の比率は4%未満と低いため、議決権の電子行使および招集通知の英訳は行わない。
今後、適宜検討を行うものとする。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社の株主に占める海外投資家の比率は4%未満と低いため、英語での情報の開示・提供は行わない。
今後、適宜検討を行うものとする。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】

取締役会は、各取締役からの提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、その提案が実行される際には、役付取締役・取締役の迅速・果断な意思決定を支援する。
取締役の報酬については、景気等の外部要因によって業績が不安定になること、在任期間での成果が計りにくいこと等から、インセンティブ報酬（中長期的な業績連動報酬）は採用しないものとする。
なお、当社は、毎年、当該事業年度の業績に連動した役員賞与に係る議案を株主総会に付議することとする。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する取締役の報酬】

取締役の報酬については、景気等の外部要因によって業績が不安定になること、在任期間での成果が計りにくいこと等から、インセンティブ報酬（中長期的な業績連動報酬）・自社株報酬は採用しないものとする。
なお、当社は、毎年、当該事業年度の業績に連動した役員賞与に係る議案を株主総会に付議することとする。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立・客観的な意見が取締役会に反映されるよう、独立社外取締役を1名、独立社外監査役を2名選任している。これらの独立社外役員が協働することにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進することができるものと判断する。
今後、当社を取り巻く環境の変化に対応しながら、独立社外取締役を増員する要否について検討を行うものとする。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、その結果の概要の開示】

取締役会の分析・評価は実施していないが、取締役会の実効性の検証については、今後、適宜検討を行うものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有株式の保有方針

当社は、資本調達や販売等に関して協力関係にあり、かつ、安定的な取引関係の維持・強化を図ることが当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先の株式を保有することを方針としている。

(2)議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、また、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、発行会社ひいては当社の企業価値の向上に資するかどうかを勘案して行う。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役および主要株主等との利益相反取引（いわゆる関連当事者間の取引を含む）について、取締役会規則に基づき、独立社外取締役を構成メンバーとする取締役会承認・報告することとし、客観的で公正な判断を行う。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について、主体的な情報発信を行う。

(1)経営理念・経営方針・経営目標

当社は、創業の精神である社是「和」（調和、ハーモニー）のもと、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」という経営理念を掲げ、この経営理念実現のために経営判断の基準、行動の指針となる言葉を体系化した「六甲バターフィロソフィ」を策定し、全役職員が共有し学び合うものとする。

当社は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営方針および経営目標を策定する。

当社の経営方針は、「1. 自分CEOで行動する・2. 収益志向に徹する・3. 成長の芽をつかむ」である。

また、経営目標は、「1. アメーバ経営を深耕する・2. チーズ事業の基盤を強化する・3. 事業成長戦略を進める」である。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」の欄に記載のとおり。

(3) 役員報酬の決定方針と手続

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会で役付取締役・取締役の固定報酬について決定する。また、毎年、当該事業年度の業績に連動した役員賞与に係る議案を株主総会に付議することとする。

(4) 役員人事の選任・指名の方針と手続

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、取締役・監査役の選任と指名の方針を次のとおりとする。

・役付取締役については、当社および業界の業務全般に精通し、大所高所の観点から、的確かつ迅速な意思決定と適切な業務遂行の能力を有すること

・取締役については、当社および業界の業務に精通し、的確かつ迅速な意思決定と適切な業務執行の能力を有すること

・社外取締役については、当社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る上での適切な助言をする能力を有すること

・独立社外取締役については、当社が独自に定める独立性等基準(原則4-9に記載のとおり)を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、当社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る上での適切な助言をする能力を有すること

・常勤監査役については、当社における十分な情報収集能力と適法性を確保するための監視能力を有すること

・監査役については、適法性を確保するための監視能力を有すること

・独立社外監査役については、当社が独自に定める独立性等基準(原則4-9に記載のとおり)を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、客観的な判断能力と適法性を確保するための監視能力を有すること

(5) 役員人事の選任・指名の際の個々の候補者の説明

上記(4)を踏まえ、具体的な状況に応じて、取締役会は、個々の候補者を選任し、あるいは、指名した上で株主総会にその選任議案を付議する。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、会社業務に係る重要な事項を決定するが、重要な業務執行の一部を役付取締役に委ねる場合がある。その範囲については、取締役会が決議し、委任を受けた役付取締役は、経営会議の議論を踏まえて当該業務執行にあたる。その場合、各役付取締役等は、組織規定・職務権限規定・職務分掌規定に基づくものとする。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役になる者について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等基準を適用する。

(独立性等基準)

当社は、以下の(1)から(3)について、社外取締役・社外監査役(候補者である場合を含む)が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断する。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(3)によるものとする。

(1) 取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、または当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、当社の営業収益の2%以上の場合

(2) 法律顧問契約締結先等

法律、会計または税務等の専門家として、当社からの報酬または支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合(個人が所属する場合)は、過去3事業年度の平均で当該法人等の営業収益の2%以上となる場合

(3) 役員の兼任会社数

上場会社の役員(取締役、監査役または執行役)の兼任は、当社のほかに上場会社4社以内

【補充原則4-11-1 取締役会全体の多様性および規模に関する考え方、取締役の選任の方針】

原則3-1(4)に記載のとおり。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向ける。

取締役・監査役の他の上場会社における役員の兼任については、合理的な範囲にとどめるとし、その兼任数については、当社が独自に策定する独立性等基準(原則4-9(3)に記載のとおり)を適用するものとする。

社外取締役・社外監査役をはじめとする当社の取締役・監査役の重要な兼職の状況(他の上場会社の兼職を含む)は、毎年、事業報告に開示する。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、新任役員のほか、重任役員について、定期的に研修を実施するとともに、適宜に外部機関による研修への参加を促進する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家に対して、正確な情報を適時・公平に提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築するため、次の方針によるものとする。

(1) IR担当取締役

経営管理部門の取締役をIR担当責任者とする(機関投資家との面談対応を含む)。

(2) IR担当者

総務担当者がIR担当窓口となり、IR担当取締役と連携をとる。

(3) 対話の手段の充実

四半期ごとの決算発表のほか、投資判断に影響を与える事項のプレスリリースについての確かつ迅速な情報開示を行うとともに、当社ホームページ上に専用ページを設け、各種情報、経営方針等をわかりやすく掲載する。

(4) 役付取締役・取締役会に対するフィードバック

対話によって得られた株主からの意見については、必要に応じ、取締役会において報告および審議を行い、役付取締役・関連部署と連携を取り合い、適切な対応をする。

(5) インサイダー情報の管理

法令および「内部者取引規制および内部情報の管理に関する規程」(社内規程)に則り、インサイダー情報の管理を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,290,785	20.87
QBB持株会	1,189,222	5.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	992,988	4.83
三井住友信託銀行株式会社	853,000	4.15
株式会社メイワボックス	428,125	2.08
塚本 哲夫	413,166	2.01
塚本 晴之	398,940	1.94
住友生命保険相互会社	398,000	1.94
エムエスティ保険サービス株式会社	390,000	1.90
今津 龍三	368,408	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12 月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
京谷 裕	他の会社の出身者					○		○				
佐藤 容子	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
京谷 裕		その他関係会社の執行役員である。	総合商社での豊富な経験により、国内外の食料・食品業界に関する幅広い情報と高い見識を有し、当社の経営体制強化のために的確な助言が享受できる。
佐藤 容子	○	佐藤法律事務所所属弁護士	弁護士として長年の経験を有しており、その専門的な見地から当社の法務、コンプライアンス強化のほか、経営を取り巻く様々な環境変化等に対して独立した立場からの的確な助言が享受できる。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数 4 名

監査役の数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人が実施する本社及び出先機関の各種監査に監査役のうち1名が同行するとともに、監査責任者及び監査従事者から監査役全員に対し年1回監査実施結果の報告説明を行ったうえ意見の交換を行っている。
監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、会計監査人の実施する監査に立ち会う等緊密な連携と意見の交換を行っている。また内部監査室と連携を保ち、監査結果の報告を求めている。
内部監査室は内部統制の視点より定期的に会計監査人と緊密な連携と意見の交換を行っている。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今津 龍三	他の会社の出身者										○			
早川 芳夫	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今津 龍三	○	当社の製品販売を含む食品卸会社の代表取締役	食品分野における幅広い専門的知識と経営者としての経験、見識を当社の監査業務に活かせることができる。
早川 芳夫	○	早川会計事務所代表	公認会計士及び税理士として長年の経験を有しており、専門的見地から助言・提言ができるとともに独立した立場で監査を行うことができる。

【独立役員関係】

独立役員の数 3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している(当社が独自に定める独立性等基準については、【原則4-9】に記載のとおり)。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 実施していない
施策の実施状況

該当項目に関する補足説明 **更新**

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する取締役の報酬】に記載のとおり。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬の内容

取締役の報酬総額 16名 230百万円(うち社外取締役3名 5百万円)

監査役の報酬総額 5名 31百万円(うち社外監査役3名 5百万円)

合 計 21名 262百万円

(注)1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与と相当額68百万円を支払っている。

2. 上記の報酬額には、平成28年3月29日開催の第92回定時株主総会において付議した役員に対する賞与支給予定額50百万円が含まれている。

3. 上記には、平成27年3月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、辞任した監査役1名が含まれている。

報酬の額又はその算定方法の決定方 あり
針の有無 **更新**

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の月額報酬は、株主総会でもって承認を得た報酬総額の範囲内で、役位別に定めた報酬としている。また賞与は、会社業績を勘案して、株主総会でもって承認を得た額を役位、業績貢献度等を総合的に勘案して決定している。

監査役の月額報酬は、株主総会でもって承認を得た報酬総額の範囲内で、監査役の協議により個別に決定している。また賞与は、会社業績を勘案して、株主総会でもって承認を得た額を監査役の協議により個別に決定している。

(役付取締役・取締役の報酬の決定方針と手続については、【原則3-1】(3)に記載のとおり)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報の伝達等については、人事総務部が窓口として対応している。

社外監査役を補佐する専任の担当者はいないが、原則毎月監査役会を開催し、常勤監査役が入手した情報等を報告及び説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」企業を目指しており、社内に「品質保証委員会」(社長はじめ各部門の責任者で構成)を設置し、品質の向上を常に追求し続けている。

・取締役会の事前審議機関として、常勤取締役で構成する「経営会議」があり経営全般にわたる様々な検討を行い、業務執行の迅速化をはかっている。これには常勤監査役も出席し、取締役の監督をするとともに、適宜、助言や提言を行っている。

・業務を執行する公認会計士は、小竹伸幸、上田美穂の2名で、補助者は公認会計士5名、会計士補7名であり、いずれも新日本有限責任監査法人に属している。

・役員人事の選任・指名の方針と手続ならびに個々の候補者の説明については、【原則3-1】(4)・(5)に記載のとおり。

・役員報酬の決定方針と手続については、【原則3-1】(3)に記載のとおり。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成される監査役会の機能と社外取締役の登用による取締役会の機能の強化により、経営に対する透明性が高まり、経営の監視機能が十分に発揮されるものと判断している。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

法定期限より1週間以上早い発送を心がけている。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書並びに決算短信については直近10年分を掲載しており、その他の開示情報についてもタイムリーに掲載している。

IRに関する部署(担当者)の設置

原則5-1に記載のとおり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社の本社、稲美工場及び長野工場において、ISO14001の認証を取得し、製品の開発から製造工程において活動を行っている。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定めます。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制及びルール整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

(b) 体制の運用状況の開示

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バスター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年1回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(a) 決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

(b) 体制の運用状況の開示

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアであるデスクネットに「役員規程集」を保存し、取締役および監査役はいつでも閲覧できる状態にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定めるとともに「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとする。

(b) 体制の運用状況の開示

当社は危機管理マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定するものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

(b) 体制の運用状況の開示

当社は毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役・監査役で月2回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 決議の内容の概要

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査役が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。

(b) 体制の運用状況の開示

当社は、現在監査役のための補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査役は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。また、その使用人への指揮命令は監査役が行います。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令並びに「監査役会規則」及び「監査役監査基準」等に基づき、監査役会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(b) 体制の運用状況の開示

当社の監査役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が上記報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 決議の内容の概要

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(b) 体制の運用の開示

当社は、監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

当社の監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文章を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、次のとおり決議している。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たない。

